

令和元年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

令和元年9月5日（木）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第52号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第6 議案第53号 財産（図書館情報システム更新）の取得について
- 日程第7 議案第54号 瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第55号 瑞穂市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第56号 瑞穂市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第57号 瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第58号 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第59号 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第60号 瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第61号 瑞穂市火葬場条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第62号 瑞穂市給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第63号 平成30年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第64号 平成30年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第65号 平成30年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第66号 平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第67号 平成30年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第68号 平成30年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第69号 平成30年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第23 議案第70号 平成30年度瑞穂市・神戸町水道組合会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第71号 平成30年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分について

- 日程第25 議案第72号 平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
 日程第26 議案第73号 平成31年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第27 議案第74号 平成31年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第28 議案第75号 平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第29 議案第76号 平成31年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	馬 淵 ひろし	2番	松 野 貴 志
3番	今 木 啓一郎	4番	北 倉 利 治
5番	鳥 居 佳 史	6番	小 川 理
7番	杉 原 克 巳	8番	若 園 正 博
9番	庄 田 昭 人	10番	若 井 千 尋
11番	清 水 治	12番	広 瀬 武 雄
13番	堀 武	14番	広 瀬 時 男
15番	若 園 五 朗	16番	くまがいさちこ
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	教 育 長	加 納 博 明
政 策 企 画 監	巢之内 亮	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	久 野 秋 広	市 民 部 長	児 玉 等
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	岡 田 弘	健 康 福 祉 部 長	平 塚 直 樹
都 市 整 備 部 長	鹿 野 政 和	環 境 水 道 部 長	広 瀬 進 一
会 計 管 理 者	清 水 千 尋	教 育 次 長	児 玉 太
代 表 監 査 委 員	堀 廉	監 査 委 員 監 事 務 局 長	高 山 浩 之

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬 照泰	書記	宇野 伸二
書記	松山 詔子		

開会及び開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまから令和元年第3回瑞穂市議会定例会を開会いたします。

また、傍聴にお越しいただきました方々、早朝からまことにありがとうございます。最後までよろしく願いをいたします。

それでは、ただいまから令和元年の第3回瑞穂市議会定例会を開会いたします。

本市議会では、議会の機能強化及び円滑で効率的な議会運営を図るとともに、ペーパーレス化による経費削減や災害時の迅速な情報共有などを目的として、この9月議会定例会よりタブレット端末を導入いたしました。タブレット端末の使用に当たっては、瑞穂市議会タブレット端末使用ガイドライン（暫定版）を作成し、議場での使用については、瑞穂市議会会議規則第153条ただし書きによる議長の許可を得たものとみなすことといたします。

なお、市議会が貸与したタブレット端末以外の電子機器の取り扱いは、なお従前の例によるものといたします。

今議会から試験的に運用を始めていきますので、よろしく願いをいたします。

それでは本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号9番 庄田昭人君と10番 若井千尋君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から9月30日までの26日間にしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月30日までの26日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

5件報告します。

まず2件について、議会事務局長より報告をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、2件報告します。

1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は令和元年6月分及び7月分が実施されました。いずれも現金、預金及び借入金の金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。

その他の項目については、お手元に配付のとおりです。

2件目は、議員派遣の結果報告です。

8月4日に高山市の飛騨エアパークにて岐阜県消防操法大会が開催されました。当市から市消防団が出場したため、応援・激励を行いました。

なお、令和2年の岐阜県消防操法大会は安八郡神戸町で開催される予定です。

以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 以上、報告した2件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思えます。

続きまして、議員派遣の結果を報告願います。

7月16日、17日に東京の日本経営協会内専用教室において開催された行政管理講座について、馬淵ひろし君から報告を願います。

1番 馬淵ひろし君。

○1番（馬淵ひろし君） 皆様、おはようございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、広報編集委員会にて参加してまいりました研修について御報告いたします。

先般、7月16日から17日の2日間、東京都渋谷区の日本経営協会にて、地方議員、議会事務局向けに行われました「議会広報紙編集の基本」と「読まれる紙面の作り方」という講座に、6月議会より新しく広報編集委員に選ばれましたくまがい議員、杉原議員、小川議員と私、馬淵の4名で研修に参加してまいりました。

この研修には全国から30名の参加のほうがございました。議会だよりを多くの市民の皆様に読んでいただくには、議会広報は未来を語ること、読み手、市民を意識した構成であること、そして興味を引くタイトルであることが重要であるというふうな説明がございました。

また、全国から持ち寄った広報紙を見比べながら、読んでいただけるタイトルのつけ方、目を引く写真の撮り方、そして見やすいレイアウトや議会専門用語の解説などの工夫などを、他の参加者とともに意見交換やグループワーク、実際に外に写真を撮影に行くなどを通して学んでまいりました。

瑞穂市議会の議会だよりに活用していきたいと思いましたが2点を御報告させていただきます。

1点目は、議会広報は市民の関心のあることについて、決定する前に進捗状況を取り上げ、市民の意見を収集していくということが大切であるというふうに感じてまいりました。

2点目につきましては、進んでいる広報紙というのは、広聴、つまり「広く聴くこと」に力を入れられているということを感じてまいりました。議会だよりに掲載するために市民団体へ写真を撮りに行き、またその場で議会への御意見をいただく。また、傍聴に来られた市民の写真とともにコメントを載せたり、高校生や主婦に依頼して議会広報モニターとして意見を聴取し改善しているなど、市民や団体に取材をして声や写真を多く紙面に載せることで、議会に興味を持っていただくことができるのではないかと考えております。

この研修での学びを広報編集委員会にて検討し、今後の議会だよりに着実に反映してまいりたいというふうに考えております。

以上で、広報編集委員会の研修報告とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、8月1日、2日の「地域を元気にするまちづくり」をテーマとした第1回市町村議会議員特別セミナーについて、松野貴志君から報告を願います。

2番 松野貴志君。

○2番（松野貴志君） 改めまして、おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、令和元年8月1日から2日、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研究所で行われました第1回市町村議会議員特別セミナーの研修報告について、受講者を代表して御報告申し上げます。

なお、この研修の受講者は、若園五朗議員、くまがいさちこ議員、若井千尋議員、北倉利治議員、馬淵ひろし議員と私、松野貴志の6名です。

この研修には全国から230名の市町村議員が受講し、4名の講師による講演が行われました。現在の地方行政を取り巻く問題とともに、その先駆的な取り組みを拝聴し、瑞穂市に取り入れられることは何か、研修を通して考える機会となりました。

具体的には、健康長寿社会、多様性社会、スポーツツーリズム、関係人口の増加であります。

まず初めに、滋賀県知事 三日月大造氏による「滋賀県の挑戦～みんなでつくろう！健康しが～」と題し講演をいただきました。

滋賀県は、平均寿命が男性が全国第1位であります。女性が第4位の健康な県であるとともに、その秘密としては、タバコを吸わない人全国第1位、スポーツをする人全国第2位、ボランティアをする人全国第2位など、健康な生活習慣を持っている人が多いとのこと。これからは人の健康、社会の健康、自然の健康を持続可能な形で考え、政策を実行していくという話を聞きました。

次に、「人生100年時代とごちゃまぜ社会」と題し、社会福祉法人佛子園理事長 雄谷良成

氏より御講演をいただきました。

雄谷氏は、多くのグループホーム運営とShare金沢を初めとする数多くの複合型福祉施設を運営しております。Share金沢には、天然温泉、高齢者デイサービス、訪問介護、生活介護、障害児入所施設、学生向け賃貸住宅、NPO法人事務所などがあります。これまで様々な場所で生活していた高齢者・障害者・子供・学生、そして地域の住民がごちゃまぜに生活する拠点を提供しております。ごちゃまぜに生活し交流することによって、多様性社会が生まれ、コミュニティーが生まれ、よりよい地域社会が形成されております。認知症の高齢者が障害を持った青年と交流することで認知症が改善したり、障害が緩和されたりする効果があったそうです。また、ひきこもりの青年が子供と触れ合うことで社会復帰するきっかけとなったなど、効果があったと報告をいただきました。

人生100年時代を迎え、さまざまな人々が集まり、交流できる場所や仕掛けをつくることで、高齢者や障害者が生涯活躍でき、高齢者も障害者も健常者も、大人も子供も一緒に生活や交流ができることが重要であると指摘されておりました。瑞穂市においても、そうした多様な人々が生活し交流する拠点をづくり、コミュニティーを形成していくことが住民福祉の向上に寄与するのではないかと感じました。

翌日には、「スポーツツーリズムを活用したまちづくり」と題し、同志社大学教授 二宮浩彰氏による講演をいただきました。

近年は健康寿命への関心が高まり、ジョギングやランニングを楽しむ国民が2,000万人いると言われております。非常に倍率の高い東京マラソンを初め、全国各地でマラソン大会が自治体主催で開催されております。全国から参加者がマラソン大会を機に来訪することにより、開催経費の約4倍の経済効果があると言われております。瑞穂市においても、新しい視点として、スポーツによる地域活性化を考える機会となりました。

最後の講義は「関係人口のつくり方」と題し、月間ソトコト編集長 指出一正氏に御講演をいただきました。

これからは、移住人口は既に地域間競争で取り合いになっている。関係人口をふやしていくことが地方の地域活性化につながる鍵になると言われました。関係人口とは、観光以上移住未満の人々をあらわします。地方都市の観光資源や自然資源のいいところばかり見せるのではなく、課題、困り事の解決を依頼することで、都会に生まれ、都会に住む人々に短期に地方に訪れていただき、都会の人々が興味を持つことを見つけていただき、情報発信や商品開発をしていただくことが地域活性化につながった事例を御紹介いただきました。

都市部に住む人々をまちに呼び込み、地元の人々ではわからない伝統文化や自然、農業などのよさを見つけていただき、発信したり、商品やサービスを開発したりすることで地域活性化を図ることができる事例を勉強いたしました。

健康長寿社会、多様性社会、スポーツツーリズム、関係人口の増加方法など、多くの視点、方法を研修を通し学びました。地方都市が活性化する事例や取り組みを学び、さまざまなアプローチで瑞穂市の地域活性化を図る政策について引き続き模索し、研究してまいりたいと思います。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、8月26日の市町村議会議員セミナー、議会改革の新たな動向と課題について、鳥居佳史君から報告を願います。

5番 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） おはようございます。

議席番号5番、無所属の会、鳥居佳史です。

令和元年市町村議会議員セミナー、議会改革の新たな動向と課題というセミナーに参加してきました、その報告をさせていただきます。

8月26日、1時半から3時20分まで行われました。参加された議員は、馬淵ひろし議員、北倉利治議員、杉原克巳議員、若井千尋議員、清水治議員、広瀬武雄議員、若園五朗議員、くまがいさちこ議員、松野藤四郎議員、そして私の10名です。参加された議員は134名でした。

講師の先生は山梨学院大学大学院の法学部 江藤俊昭先生、サブタイトルとして「住民自治の根幹としての議会を作動させる」と。

冒頭、江藤先生は、きょうつかんでほしい4つのテーマ、これを持ち帰ってほしいということでおっしゃいまして、それを御紹介させていただきます。

まず1番目、住民自治の根幹としての議会。

これを少し砕いて言いますと、今、国内の自治体で進んでいる議会は、議会改革の第2ステージへもう進んでいるよということで、そもそも議会改革はあくまでも形式のことで始まりに過ぎず、これがまず第1ステージで、先ほど言いました進んでいる議会は住民福祉の向上、先生は住民自治のことを住民福祉の向上が一番、一言でいうと、住民自治の向上に資することが大事だということをいつも言っておられますけれども、この住民福祉の向上に実際に寄与することが本来の目的の住民自治の根幹であるということで、これに向けて第2ステージの段階に行っている自治体・自治会があると。ぜひその住民自治の根幹としての議会を目指してほしいということが第1です。

2つ目、議会は市長との政策論争をする議論の場であり、議会の意思を示すための議員間討議する、議論の場であると。要は、市長と議会との議論の場であり、そして次に議員同士の議論の場であるということを強調されておられます。この議論を通して、多様性、論点の明確化、世論形成を担うことになるんだということを強調されておられました。

3つ目、これは1番目の説明の中と同じですが、あえて言うておられましたが、議会

改革は目的でなく、住民の福祉の向上に寄与することが目的であると。議会改革は目的でない、つまりこれは手段であるということを先ほど言いました。福祉の向上に寄与することを目的としてやってほしいということですね。

4つ目、議会からの政策サイクルの実現。

なかなかこの政策サイクルという概念はなじみがないんですけれども、政策サイクル、要はPDCAサイクルであります。これを行政のほうでもやって、議案等を出してこられているわけですが、この政策について、PDCAサイクルで進めているが、この過程に、新たに議会として、討議のディスカッションの「D」と決定のディシジョンの役割を加えることが議会として重要だということをおっしゃって、ちょっと英語で並べると、PDCAにプラス、PDDCAという、この新たな討議と決定の役割を議会で担ってほしい、担うべきだということをおっしゃいました。

以上のような大きな項目をまず学んでつかんでほしいということでした。

それで、この後、補足なんですけれども、この講演の中で先生が、犬山市で市民フリースピーチ制度が去年から行われていると。そしてちょうど講演が行われました8月26日の直後、9月2日に犬山市議会で市民フリースピーチが行われるよという紹介がありましたので、瑞穂市民の方2人と馬淵議員と私と4人でそれを傍聴してきまして、非常に参考になることがありまして、市民の実際の声を直接議場で聞くという制度です。これはまた今後、詳細については皆さんに御紹介させていただきたいと思っております。

補足がありましたけれども、以上で市町村議会議員セミナーの報告とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） それでは、8件行政報告をさせていただきます。

初めに、令和元年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会について報告をします。

令和元年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、去る8月26日、岐阜市柳津公民館において開催され、瑞穂市の議員として出席いたしましたので、その状況について報告をいたします。

報告が1件、議案は2件であり、概要は次のとおりであります。

報第1号専決処分の報告についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、

休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第7号令和元年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ50億2,464万7,000円を追加し、総額2,628億2,829万1,000円とするものであります。

歳入は、療養給付費市町村負担金の過年度精算分1億2,457万8,000円、決算額確定に伴う繰越金の増額49億6万9,000円であります。

歳出は、平成30年度療養給付費市町村負担金等の精算による償還金50億2,464万7,000円であります。

議案第7号に対する質疑・討論はなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成30年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計につきましては、歳入の総額2億5,429万6,000円、歳出総額を2億4,455万9,000円で、差し引き額は973万7,000円となりました。

歳入の主なものは、市町村からの事務費負担金2億3,637万円であります。

歳出の主なものは、総務費2億4,310万7,000円であります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額2,571億9,343万4,000円、歳出総額を2,473億239万8,000円で、差し引き額は98億9,103万6,000円となりました。

歳入の主なものは、市町村支出金427億9,311万7,000円、国庫支出金829億7,050万8,000円、支払基金交付金986億740万2,000円などあります。

歳出の主なものは、保険給付費2,397億1,131万3,000円、諸支出金61億8,965万5,000円などあります。

議案第8号に対する質疑・討論はなく、全会一致で認定されました。

詳細につきましては、市民部医療保険課に資料が保管されておりますので、ごらんいただければと思います。

次に、報告第6号専決処分の報告について（損害賠償その1）を報告いたします。

令和元年6月2日、瑞穂市総合センター多目的ホール内における壁に設置してある音量調節器の目隠しぶたの落下が原因の楽器損壊事故について和解をし、損害賠償の額を定めることにつき専決処分をしたものであります。

次に、報告第7号専決処分の報告について（損害賠償その2）を報告します。

令和元年8月2日、瑞穂市犀川二丁目地内における市道のくぼみが原因で、相手方の車両が損壊した事故について和解をし、損害賠償の額を定めることにつき専決処分をしたものであり

ます。

次に、財政の健全化判断比率等に関する報告を一括して申し上げます。

報告第8号平成30年度瑞穂市財政健全化判断比率の報告について、報告第9号平成30年度瑞穂市下水道事業特別会計資金不足比率の報告について、報告第10号平成30年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について、報告第11号平成30年度瑞穂市水道事業資金不足比率の報告について、報告第12号平成30年度瑞穂市・神戸町水道組合会計資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成30年度決算に基づき算定した結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率及び資金不足比率は、いずれも発生をしておりませんでした。実質公債費比率につきましては、前年度より0.5%減の1.1%となりました。よって、ここに監査委員の意見を付して報告をいたします。

以上、8件について行政報告をさせていただきました。

○議長（藤橋礼治君） これで行政報告は終わりました。

日程第5 議案第52号から日程第29 議案第76号までについて（提案説明）

○議長（藤橋礼治君） 日程第5、議案第52号人権擁護委員の候補者の推薦についてから、日程第29、議案第76号平成31年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 日々まだまだ厳しい暑さが続いておりますが、暦は9月に変わり、朝夕も秋の兆しを感じられるようになりました。秋はスポーツの秋や読書の秋などと言われ、活動に適した季節を迎えます。市内の小・中学校では2学期が始まり、日やけした児童・生徒が元気に通学する姿も見かけました。

まずは、議員、市民の皆様方に残暑のお見舞いを申し上げるとともに、本日、令和元年第3回瑞穂市議会定例会に御出席を賜りましたことをお礼申し上げます。

先週の8月28日には、秋雨前線が原因となった線状降水帯が次々発生したことにより、九州北部では記録的な豪雨となり、数十年に1度の災害のおそれがあるとして、福岡・佐賀・長崎の3県に大雨特別警報が発令され、人的被害を含め、各地で大きな被害をもたらしました。被災された皆様方には心よりお見舞いを申し上げます。

近年の雨の降り方は局地的な大雨や集中豪雨が発生しやすく、短時間で災害につながることも多くなったと感じております。市内では7月18日から19日にかけて、降雨により犀川の雨量観測データでは累加雨量が82ミリを記録し、市内では4カ所の道路冠水があったものと報告を

受けております。御存じのとおり、当市は昔から水害に悩まされてきた地域です。備えあれば憂いなしと言われるそうですが、こうした災害に対しての日ごろからの備えをしておかなければならないと考えます。幸い今回は大きな被害はなく安堵しておりますが、私の政策には、事件や事故や災害は偶然に起こるとは考えてはおりません。事前に予期・予測をして、その対策を行い市民の皆さんに周知・啓発を行うセーフコミュニティを考えていきます。まずは日ごろの備えに万全を期してまいります。

また、自然災害から安全・安心を得るには、行政の公助はもとより、市民一人一人の自覚に根差した自助、コミュニティなどによる共助が重要になってきます。行政や市民、さらには事業者など、お互いに助け合い、協働して災害に対処できるまちづくりを進めるために、7月から8月にかけて市内の各校区にて開催いたしましたタウンミーティングなどを通じて、市民協働による地域づくりとして積み上げていくことが大切だと考えております。

それでは、開催に当たりまして、私の所感及び今回提案いたします議案について述べさせていただきます。

まず、国内情勢として、7月21日には第25回参議院議員通常選挙が執行されました。結果は皆さんもよく御存じのことと思いますが、選挙区選挙の全国での投票率は48.8%でした。当市の全体の投票率は45.86%で、前回は4.69%減となりました。全国ベースでも過去に2番目に低い投票率で、冒頭に述べましたとおり、選挙期間中、雨模様の日が多く、有権者の方が外出しづらかったことも原因と推測しますが、政治への関心の低さもあらわれました。

参議院議員通常選挙を終えて、国の政治情勢も変化してくると思いますが、経済情勢は7月の日銀の地域経済報告では全国9地域全てで景気判断は据え置きとなりました。また、2019年上半期の全国の企業倒産件数も10年連続で減少し、バブル期以来の低水準ということで、国内の経済情勢は底がたく推移していると感じていますが、米中の貿易摩擦、アメリカの金利引き下げなどにより、世界の経済の先行きも混迷しており、国内経済の輸出や生産にも減少の影響があり、消費税の増税も予定される中、経済情勢の先行きは見通しの難しいところです。市政を担う者として、今後の国の動向をよく見ながら、市の施策への活用方法や影響力を判断していき、市民の生活を守るために努めてまいります。

さて、かた目な話が続きましたが、ことしの夏も市内ではほづみ夜市、汽車まつりのほか、校区や多くの地域で夏祭りが行われました。私も参加させていただきましたが、多くの市民の方々と接し、お話を伺うと、市の課題や市の未来への思いを新たにするとともに、地域のコミュニティが活着していることを実感いたしました。また、多くの子供たちも夏祭りで活動しており、改めて子供は地域で育つと感じ、生き生きとした姿は家族とともによい思い出になったことと思います。地域の方々の力が集まって地域のにぎわいになり、そこに居る子供たちが育ち、瑞穂市の活力になって将来へとつながっていくまちづくりは、市民の力や思いを抜きにし

ては実のあるものにはならないと、こちらでも市民協働の大切さを感じた次第です。

私の基本政策にある「健幸都市みずほ」の実現に向けては、年度の途中ということもありますが、日本健幸都市連合に参加申し込みを行い、受領されました。この担当部署は健康福祉部としました。

また、この議会の議案にもあります平成31年度一般会計補正予算においても、私の政策である危険ブロック塀の撤去の一部補助の創設と水路転落防止柵の設置、そして6月議会でもお答えした通学路における交差点付近の安全対策としての防護柵の設置も予算化しております。

また、本日の定例会においては、平成30年度の決算が出そろい、財政状況も明らかになりましたので、総括しますと、実質収支は全ての会計において黒字となりました。普通会計ベースで、地方債現在高は前年より1億8,548万9,000円減額となっておりますが、一方で、積立金現在高は前年より2億6,305万1,000円の減額となっております。

財政指標の状況を見ますと、財政力指数においては、3カ年の平均となりますが、前年度より0.02%上がり0.78となっており、経常収支比率においては前年度より1.6%下がり85.6%となっております。

また、実質公債費比率については前年度より0.5%下がり1.1%となっております。財政指標は全般的に改善し、地方債現在高は減少をしておりますが、一方では基金積立金現在高が減少し、今年度以降、新たな償還が始まることも考えますと、今後の公債費の増加も見込まれ、昨年度の決算の状況だけでなく、引き続き財政の状況を注視し、健全財政に努めていく必要がありますので、議員各位の御理解をお願い申し上げます。

今回上程させていただきました補正予算案では、厳しい財政状況を想定しながらも、年度途中において所々の事情により、必要な業務について予算計上させていただきましたので、御審議をお願い申し上げます。

それでは、定例会開会に当たり、今回提案する議案について述べさせていただきます。

今回上程します議案は、人事案件が1件、財産取得に関する案件が1件、条例制定及び改正に関する案件が9件、決算の認定及び剰余金の処分に関する案件が9件、補正予算に関する案件が5件の合計25件であります。

それでは、順次、提出議案の概要を説明させていただきます。

まず、議案第52号人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員 江間よし子氏の任期が令和元年12月31日に満了となることから、引き続き江間よし子氏を、また、小川裕幸氏の任期が同日に満了となることから、新たに小森保直氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第53号財産（図書館情報システム更新）の取得についてであります。

図書館情報システムの購入に当たり、一般競争入札を実施したところ、トーテックアメニティ株式会社岐阜事業所が落札をしたので、契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第54号瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、市条例を制定するものであります。

次に、議案第55号瑞穂市印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、印鑑登録原票の登録事項及び印鑑登録証明書記載事項に旧氏に関する事項を追加するために、市条例を改正するものでございます。

次に、議案第56号瑞穂市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、市関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第57号瑞穂市公民館条例等の一部を改正する条例についてであります。

公共施設の受益者負担の適正化を図るため、施設使用料を見直すことに伴い、市関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第58号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、家庭的保育事業等の代替保育に係る連携施設の基準等を変更するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第59号瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例についてであります。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布に伴い、延長保育の実施時間及び利用料の改正のほか、給食費を徴収することについて、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第60号瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童認定資格研修の実施者を拡大するために、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第61号瑞穂市火葬場条例の一部を改正する条例についてであります。

公共施設の受益者負担の適正化を図るため、施設使用料等の見直しとあわせて、葬祭備品の

廃棄に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第62号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例についてであります。

水道法の一部を改正する法律の公布に伴い、指定給水装置工事事業者の指定に更新制を導入するために市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第63号平成30年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額186億2,371万5,000円、歳出総額177億2,396万3,000円、差し引き額8億9,975万2,000円のところ、翌年度へ繰り越すべき財源1億3,729万3,000円を除くと、実質収支額は7億6,245万8,000円となりました。

歳入では、前年度と比較すると、寄附金、繰入金等で12億3,223万5,000円増額となり、地方交付税、国庫支出金、繰越金、市債等で7億7,061万2,000円減額となり、総額4億6,162万3,000円の増額となりました。

歳出では、前年度と比較すると、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費で9億8,707万1,000円増額となり、議会費、消防費、教育費、公債費で5億8,700万6,000円減額となり、総額4億6万5,000円の増額となりました。

次に、議案第64号平成30年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額50億7,671万7,000円、歳出総額48億1,983万2,000円、差し引き額2億5,688万5,000円となりました。

単年度収支では2億6,604万2,000円の赤字となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税10億6,953万円、県支出金が30億2,078万9,000円となりました。

歳出の主なものは、保険給付費29億2,765万3,000円、国民健康保険事業費納付金13億8,550万1,000円、基金積立金3億4万1,000円となりました。

次に、議案第65号平成30年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額5億455万1,000円、歳出総額4億9,652万4,000円、差し引き額802万7,000円となりました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億6,800万4,000円となりました。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金4億6,376万6,000円となりました。

次に、議案第66号平成30年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額3億807万3,000円、歳出総額3億705万9,000円、差し引き額101万4,000円となりました。

平成30年度の1日当たりの給食人員は6,892人で、中学校においては201日間の給食を実施いたしました。

次に、議案第67号平成30年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額1億8,121万4,000円、歳出の総額1億6,139万3,000円、差し引き額1,982万1,000円となりました。

歳入の主なものは、下水道使用料4,472万6,000円、一般会計繰入金1億2,813万円となりました。

歳出の主なものは、施設管理費2,687万7,000円、公債費1億1,522万1,000円となりました。

なお、下水道事業特別会計は平成31年3月31日をもって打ち切り決算を行い、平成31年からは地方公営企業法の財務規定を適用する企業会計方式の下水道事業会計に移行するため、歳入未済額969万5,000円及び未払金2,200万7,000円は平成31年度下水道事業会計に引き継ぎを行いました。

次に、議案第68号平成30年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額2,507万8,000円、歳出総額2,302万6,000円、差し引き額205万2,000円となりました。

歳入の主なものは、農業集落排水使用料669万1,000円、一般会計繰入金1,645万9,000円となりました。

歳出は、農業集落排水事業費1,211万5,000円、公債費1,091万1,000円となりました。

次に、議案第69号平成30年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてであります。

収益的収入及び支出について、収入の総額5億4,590万6,000円、支出総額4億7,044万3,000円となりました。

損益については、純利益5,426万4,000円となりました。

また、資本的収入及び支出においては、収入総額7,886万8,000円、支出総額を3億9,499万6,000円となりました。

次に、議案第70号平成30年度瑞穂市・神戸町水道組合会計歳入歳出の決算の認定についてであります。

歳入総額1,079万8,000円、歳出総額812万2,000円、差し引き額267万6,000円となりました。

歳入の主なものは、負担金189万7,000円、水道使用料500万8,000円、繰越金326万3,000円となりました。

歳出の主なものは、総務費446万4,000円、公債費355万8,000円となりました。

なお、瑞穂市・神戸町水道組合は平成31年3月31日をもって組合を解散し、組合会計の打ち切り決算を行い、収入未済額94万2,000円、未払い額53万4,000円、組合の財産等は全て瑞穂市

水道事業会計に引き継ぎを行いました。

次に、議案第71号平成30年度瑞穂市水道事業会計剰余金の処分についてであります。

未処分利益剰余金 1 億7,815万1,000円のうち、減債積立金に600万円、建設改良積立金に4,800万円を積み立て、1 億2,363万2,000円を資本金に組み入れるものであります。

次に、議案第72号平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）であります。

歳入歳出の予算の総額に、それぞれ7 億9,594万5,000円を追加し、総額185億2,106万5,000円とするものであります。今回の補正では、地方財政法第7条の規定により、前年度決算剰余金の処分として、財政調整基金積立金に4 億1,500万円と下水道事業対策基金積立金に1 億円を計上いたしました。

それでは、歳入の主なものとして、市税6,900万円、地方交付税1 億3,422万5,000円、前年度繰越金5 億1,245万8,000円を増額し、市債900万円を減額しました。

歳出の主なものは総務費で、災害派遣支援事業として400万円、駅南公民館跡地整備工事費として850万円を増額しました。

民生費では、すこやか児童育成管理費として328万1,000円、保育所の改修工事費として411万円を増額しました。

衛生費では、感染症予防費として978万5,000円を増額しました。

土木費では、道路維持費として、舗装工事、道路改良工事、交差点などに防護柵・フェンスを設置する工事などに7,285万円、河川維持修繕費に4,320万円、ブロック塀等撤去工事費補助金として300万円を増額しました。

教育費では、私立幼稚園就園奨励費として1,271万6,000円、体育施設管理費として中ふれあい広場の用地取得費関係に2,154万6,000円を増額しました。

次に、議案第73号平成31年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出の予算総額に、それぞれ1 億6,463万7,000円を追加し、総額47億6,772万円とするものであります。

歳出の主なものは、基金積立金1 億2,844万3,000円、諸支出金の保険給付費等負担金償還金3,390万7,000円などであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税を155万2,000円減額し、基金繰入金を694万8,000円、前年度繰越金を1 億5,688万4,000円増額するものであります。

次に、議案第74号平成31年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出の予算の総額に、それぞれ890万8,000円を追加し、総額5 億3,305万2,000円とするものであります。

歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合納付金802万6,000円であり、歳入の主なものは前年度繰越金802万6,000円であります。

次に、議案第75号平成31年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ766万9,000円を追加し、総額3億1,437万円とするものであります。

歳入においては給食費負担金665万6,000円及び前年度繰越金101万3,000円を増額し、歳出においては賄い材料代766万9,000円を増額しました。

最後に、議案第76号平成31年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。

平成30年度の決算額の確定に伴い歳入予算を組み替えるものであり、前年度繰越金を105万2,000円増額し、一般会計繰入金と同額減額するものであります。

以上、25件の提出議案につきましての概要を御説明させていただきました。よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げます、私の提案説明とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

決算の認定を求める議案について、監査委員から決算の審査の意見を求めます。

代表監査委員 堀廉君。

○代表監査委員（堀 廉君） このたび令和元年7月1日から代表監査委員として就任いたしました堀廉という者でございます。

議会の皆様には初めてお目にかかることになるかと思いますが、こうした壇上へ立ちますと、改めてその責任に身が引きしまる思いであり、就任約2カ月ではありますが、公正不偏の態度としてしっかりと行政を監査していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、監査委員を代表いたしまして、決算審査の結果について御報告を申し上げます。

決算審査の対象は、パソコンとかそちらのほうになっているかもしれないんですが、お手元の議案第64号から議案第68号について、令和元年8月23日付、瑞穂監第13号、平成30年度瑞穂市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の1ページの審査の対象とおりで、平成30年度の部門、一般会計と5つの特別会計、それから財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書の8部門、それから議案第69号について、令和元年8月23日付、瑞穂監第14号、平成30年度瑞穂市水道事業会計決算審査意見書の平成30年度瑞穂市水道事業会計決算、さらには平成31年4月1日から瑞穂市水道事業会計に承継されました瑞穂市・神戸町水道事業組合会計の議案第70号について、令和元年6月28日付、瑞穂監第9号、平成30年度瑞穂市・神戸町水道組合会計歳入歳出決算審査意見書の平成30年度の瑞穂市・神戸町水道組合会計歳入歳

出決算について審査いたしました。

また、期間は令和元年6月27日から8月23日まででありまして、前任の井上和子代表監査委員が審査した部分についても引き継いでおります。

詳細につきましては後ほど意見書をごらんいただくことといたしまして、私からは審査の結果と意見につきまして、要点を絞り報告させていただきます。

まず、審査の結果についてでございます。

1ページのところの4. 審査の結果のとおりのところ付されたとおり、各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書及び実質収支に関する調書、財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は関係諸帳簿と符合し、正確であるということを認めました。

5ページをごらんいただきたいと思っております。

一般会計及び特別会計の決算額の内容につきましては、50ページから51ページのところに詳細が書いてございますが、合計欄のとおり歳入総額は247億1,934万9,163円、歳出は235億3,179万6,651円であり、前年度と比較しますと、歳入は3億4,061万9,711円、歳出は1億5,162万4,598円それぞれ減少しております。

歳入歳出差し引き額は11億8,755万2,512円であり、翌年度へ繰り越すべき財源1億3,729万3,000円を差し引いた実質収支額は10億5,025万9,512円となり、一般会計及び特別会計とも黒字決算であり、予算の執行はおおむね適正に行われているものと認めました。

また、基金の運用状況も関係諸帳簿と符合し、いずれも正確であると認めました。

次に、審査の意見についてであります。

(1)の歳入の確保については、一般会計の収入済額は186億2,371万4,715円であり、前年度181億6,209万2,500円と比較しまして4億6,162万2,215円増加しましたが、これは自主財源で9億6,495万7,623円増加したものの、依存財源で5億333万5,408円減少したことによります。

市税につきましては、収入済額が70億4,734万694円であり、前年度70億4,746万8,406円と比較して12万7,712円の減少と、ほぼ同額となりました。税目別に見ますと、市民税が3,753万4,279円増加、それから固定資産税が3,654万5,084円減少となっています。自主財源の根幹をなす市税の構成比率は37.9%と、前年度38.8%より0.9%減少しており、今後も自主財源の根幹をなす市税の確保には継続して努力していただきたいと思っております。

一方、ふるさと応援寄附金の収入済額は5億3,647万3,800円と、前年より2億4,030万6,791円と大幅に増加しました。これはインターネット納付の拡充とかPRに努めた結果によるものと思われまます。御寄附をいただいた寄附金、資金につきましては、有効かつ計画的に活用されることを望んでおります。

市債につきましては、合併特例債の活用が終わりまして、ほかに財政優遇措置のある起債が少ないことから、今後の起債の発行に当たりましては公債費償還が将来世代に過度な負担とな

らないよう慎重に行っていただきたいと思っております。

続きまして基金繰入金ですが、前年度の指摘を踏まえ、財政調整基金を取り崩して7億9,972万円増加しておりますが、不足財源の補填手段といたしまして安易に頼ることなく、事業費を適切に見きわめた上での繰り入れを行っていただきたいと考えております。

次に、(2)の歳出の削減についてであります。

一般会計の支出済額は177億2,396万2,967円であり、前年度より4億6万5,295円増加いたしました。

増加した主なものを節別の内訳で見ますと、扶助費は障害者福祉費等の伸びにより4,348万6,653円、委託料、河川改良費等の伸びにより3億5,087万5,955円、負担金、補助及び交付金は、保育所費等の伸びによりまして8,029万1,569円で、繰出金は4つの特別会計で2,362万7,592円でありました。貴重な財源には限りがあるものですから、適切な優先順位を定め、常に経費を抑制・削減する意識を持ち、安易に予算要求で対応するのではなく、積算根拠等についてよく検証した上で、より適正な予算執行をしていただきたいと思っております。

次に、(3)番の国民健康保険事業特別会計・後期高齢者医療事業特別会計についてであります。

国民健康保険事業特別会計につきましては、本年度より県単位化に切りかわり予算規模に変動が生じましたが、保険税等の収入及び保険給付費等の支出ともに前年度を下回る状況になりました。これは、昨年度より社会保険の適用拡大等に伴い国民健康保険の加入者数が減少したことなどによるものが主な要因と考えております。

県単位化初年度となった本年度につきましては5,825万9,588円の歳入欠陥が生じており、財政基盤は依然として不安定であることから、歳入については口座振替促進による収納率の向上、それから歳出につきましては医療費抑制のための特定健診の促進に取り組んでいただき、健全な運営を行っていただきたいと思っております。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、一般会計からの繰入金及び繰越金が前年度より増加していることから、必要な繰入額となるよう適切な運営を心がけてください。今後は、さらに健診の利用促進を行うことが医療費の抑制に十分効果が期待できますので、丁寧な啓発により、医療費の抑制につながるようにしてください。

次に、(4)学校給食事業特別会計についてであります。

学校給食事業特別会計については、当年度実質収支額は101万4,298円であり、前年度より150万4,391円減少し、前年度の決算審査、本年度の定期監査での指摘事項を真摯に受けとめていただき、健全な事業運営に取り組んだ姿勢が決算に反映したものと理解しております。今後も給食の質・レベルが下がらないよう、常に収支のバランスの均衡を図り、より一層、健全な経営を図るよう教育委員会一丸となって努力をしていただきたいと思っております。

次に、(5)の下水道事業特別会計、それから農業集落排水事業特別会計についてであります。

下水道事業特別会計につきましては、瑞穂処理区の整備が計画されているものの、4年連続して予算は執行されておりませんでした。予算の観点から、事業の進捗に見合った予算計上であったのか、その予算のあり方について、いま一度検討をしていただきたいと思っております。

下水道事業の決算剰余金につきましては、前年度より1,337万6,222円増加いたしました。これは、地方公営企業会計への移行に伴い、決算は平成31年3月31日で打ち切られたことによります。

下水道事業及び農業集落排水事業ともに、施設・管路の老朽化による維持管理費の増嵩が避けられませんので、資産管理台帳等は適切に整備していただき、効率的な経営に資するように計画的に実施していただきたいと思っております。

次に、(6)の予算の管理等についてであります。

予算の管理等については、3点申し上げておきます。

まず、イの予算の管理についてですが、本年度の市税、地方消費税交付金等で約2億円の歳入超過、寄附金、繰入金等で約1億円の歳入欠陥が、歳出では見込み誤りによる不用額が随所に散見されました。予算額と決算額が乖離することは収支のバランスの均衡を崩すこととなりますので、健全な財政運営を損なう要因となることから、くれぐれも適切な予算見積もりを行っていただきたいと思っております。

2点目の、ロの予算流用、それから予備費充用についてであります。

本年度は、台風被害等の緊急案件について流用・充用が見られましたが、それ以外に、例月出納検査でも指摘したとおり、不適切な充用案件や、流用・充用額以上に不用額が生じた事案が見受けられました。流用・充用につきましては、慎重に行っていただくのは無論のこと、それ以前に適切な予算計上及び予算管理を徹底していただきたいと思っております。

3点目はハの内部統制についてであります。

御承知のとおり、令和2年度から都道府県及び政令市以上の団体において内部統制の整備・運用・評価が始まります。瑞穂市は内部統制の努力義務団体として位置づけられております。本年度の決算審査では、予算の管理、流用・充用で指摘したこと以外にも、稚拙な財政運営が見受けられ、規律の緩みを感じました。規律の緩みは財務事務リスクの発見・予防を妨げ、財政運営の支障となることから、これを機に、内部統制の努力義務団体ではありますが、内部統制を視野に入れた財政の規律の充実を図っていただきたいと思っております。

次に、(7)の今後の市政運営についてであります。

当市、瑞穂市の人口は平成31年3月末日には5万4,735人であり、前年度より544人増加していますが、65歳以上の老年人口は1万1,521人と前年度より265人の増加で、15歳未満の年少人口は8,724人と前年度と同数であることから、当市の人口は増加はしておりますが、少子・高

齡化がじわじわと進行していると想定されます。今後の人口は、瑞穂市第2次総合計画の人口推計によりますと、令和7年をピークに穏やかではありますが減少していくというふうに予測されております。今後も税込等の大幅な増加が見込めず、社会保障費、福祉医療費、高齢者医療費の増加、公共施設の老朽化等による経費の増嵩は不可避でありまして、決して楽観視できるものではないと考えております。財源の確保が厳しくなっていく中、健全な行財政運営とはどうあるべきかというものを中・長期的な展望に立ち、行財政運営を行っていただきたいというふうに考えております。

続きまして、水道事業会計であります。

まず、審査の結果についてであります。

審査に付された決算書及び財務諸表は、前記の方法により審査した限りにおいて、いずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成されたものであり、経営成績及び財政状態が適正に表示されているものと認めました。

当年度の経営収支は、総収益5億960万2,525円に対し、総費用4億5,533万8,932円で、差し引き5,426万3,593円の純利益となっております。前年度より1,014万8,856円減少してはおりますが、これは主に費用である配水、給水費、資産減耗費が増加したことによるものであります。当年度の純利益に前年度繰越利益剰余金25万4,645円と建設改良積立金使用によるその他の未処分利益剰余金変動額1億2,363万2,271円を含めまして、当年度の未処分利益剰余金は1億7,815万509円となっております。

なお、当年度未処分利益剰余金につきましては、減債積立金に600万円、それから建設改良積立金に4,800万円を積み立て、1億2,363万2,271円は自己資本金へ組み入れる計画となっております。

収益率、構成比率、それから財務比率等の各項目につきましては、計数を対比させ、分析・検討をした結果、その数値は概して良好であると、このように認められました。

次に、審査の意見についてであります。

資金運用についても、当年度も国債などの有価証券を購入していませんが、今後とも最も安全かつ有利な資金運用の協議、検討を引き続き行っていただきたいと思っております。

経理面につきましては、当年度は水道料金等に係る不納欠損額が25万3,627円で、前年度より4万1,908円減少いたしました。引き続き未収金の早期回収に努め、安易に不納欠損することなく適切な債権の管理を行っていただきたいと思っております。

業務面につきましては、有収率が類似団体の平均83.2%に対し、当市は77.6%で前年度より0.4%増加していますが、当市の目標値80%と比較しますと2.4%下回ることになっております。目標値の達成に向けての改善に努めていただきたいと思っております。

今後の水道事業経営につきましては、現金預金が年々減少しつつある厳しい財源の状況も踏

まえ、今後とも独立採算制の経営の原則に立脚した事業運営の推進を図り、一層の企業努力を
するとともに、漏水防止対策の推進、老朽化に伴う施設修繕・設備の更新、施設・管路の耐震
化など、今後、多額の費用が必要と見込まれるため、水道システム全体に対する長期的視野で
の計画に基づく財政の運営に心がけていただきたいと考えております。

続きまして、瑞穂市・神戸町水道事業組合会計であります。

本会計は、平成31年3月31日をもって解散し、一部事務組合、瑞穂市・神戸町水道事業
組合の事務を承継しました瑞穂市が、地方自治法施行令第5条第3項の規定を準拠し決算審査
を行ったものであります。

決算審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書及び実質収支に関する調書、財産に関
する調書は、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類と照合した結果、相違ないものと認めました。

平成31年度からは瑞穂市水道事業会計に統合されましたが、今後も引き続き効率的な維持管
理、それから事業運営に努めていただきたいと思います。

このほか、財政健全化審査及び下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業
会計、瑞穂市・神戸町水道事業組合会計における経営健全化審査について実施いたしましたと
ころ、財政健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、それから将来
負担率は発生せず、実質公債費比率は1.1%と前年度に比べて0.5ポイント下がりました。これ
は、公債費償還満了等により、平成30年度の単年度分の数値が前年度より大きく減少したこと
によるものであります。

また、4つの会計における経営健全化判断比率につきましては、資金不足比率は発生してお
りません。

審査の結果は以上ではありますが、当年度審査の過程において、一部、検討・改善を要する
と思われる細部の事項につきましては、その都度、決算審査等の段階におきまして職員のほう
に口頭で要請したところであり、実施・改善されることを強く望み、私の報告とさせていただ
きます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） これで監査委員からの決算審査の意見を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時06分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第52号及び議案第59号
の2議案を会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これ
に御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております
議案第52号及び議案第59号の2議案は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議案第52号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 議案第52号人権擁護委員の候補者の推薦については、2名の委員について議会の意見を求められております。

そこでまず、江間よし子君を人権擁護委員の候補者とする件の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では起立採決とあわせて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これから、江間よし子君を人権擁護委員の候補者とする件を採決します。

人権擁護委員の候補者に江間よし子君を適任とする意見の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、人権擁護委員の候補者に江間よし子君を適任とすることに決定をいたしました。

次に、小森保直君を人権擁護委員の候補者とする件の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから小森保直君を人権擁護委員の候補者とする件を採決します。

人権擁護委員の候補者に小森保直君を適任とする意見の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、人権擁護委員の候補者に小森保直君を適任とすることに決定をいたしました。

したがって、議案第52号人権擁護委員の候補者の推薦については、両名とも適任とすることに決定をいたしました。

議案第59号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） これより議案第59号瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 議席番号6番の日本共産党の小川理でございます。

議案第59号瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例についてのお尋ねをしたいというふうに思います。

この今回の条例の提案ですけれども、瑞穂市の保育所条例の一部を改正するというところでございますが、保育時間を改めるということについて、時間的な余裕がないというふうに思われますので、これは私はやむを得ない、または妥当ではないかなあというふうに思うんですけれども、もう一つは、今回の無償化に伴って、給食費については食材費の実費負担、実費徴収が求められることとなります。したがって、このようなことから、この条例も改正するというふうなことになっておるといふふうに思いますけれども、これについてどのような改正が行われるのかお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） 失礼いたします。

保育料の無償化に伴って、食料費のことでございますけれども、こちらのほう、今回の無償化で保育料に含まれるものと、それから含まれないものということで国のほうの見解が出ております。これまでは、これは3歳から5歳ということで考えていただきたいんですけれども、これまで給食費のほうは主食費と副食費がございまして、副食費のほうは保育料の中に含まれていた、こういうやり方でやっていたということでございます。無償化によりまして、今回保

育料を無償化するに当たりまして、そういった経費、給食費だけではないんですけれども、そういうものに当たっては無償化の保育料の中とは別に算定するというところで、国の方針というのかやり方が出ておりますので、これに基づいた条例改正ということで保育料と別に給食費のほうは実費負担でお願いするというようなこととなります。よろしくお願いたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 今、御説明がございましたけれども、今回の無償化に伴って給食費については、先ほども申し上げましたように、食材費が実費徴収されるということで、この食材費について言いますと、なかなか負担が重いものだというふうに思います。

これ幾らになるかということですが、市町村民税非課税世帯以外の世帯は3,000円と。3,000円が毎月ふえますよと、今までに比べてね。こういうことだというふうには思うんですけど、先ほどの答弁では、もともとそれは保育料に含まれておったのだから負担増にはならないと、そういうものではないという説明のように思われますけど、しかし、実際に保護者の方から言わせると、これは毎月納める給食費が負担増になる、こういうふうに私はやっぱりなるといふふうに思います。

ちょっとお尋ねしたいというふうに思いますのは、6月議会で市長は、給食費の助成を進めたいというふうにおっしゃっておられました。しかも、10月から実施される保育の無償化、幼児教育の無償化についても検討をしながら考えていきたいというふうに答弁をされておりました。じゃあその手の関係でいいますと、一体どのようにこれは考えておられるのかお尋ねをしたいなあというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） 給食費のほう上がるというような御指摘だと思いますが、今回、給食費が経費として保育料の中には算定されないということで、それはお話し申し上げたとおりでございます。そこは必要な部分は必要なんですけれども、保育料が全体として無償化になるということでございますので、3歳から5歳の方皆さんということでございますので、その分については全体的ではお安くというのか、これは無償化によって負担が少なくなるということで御理解をいただきたいなあというふうに思います。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 改めてお尋ね、確認させていただきたいなあと思うんですけれども、今回の給食費の実費徴収に関して言いますと、これに対する助成は行わないと、行っていく考えはないというふうに理解してよろしいのでしょうか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） 今の給食費に対して実費徴収するというのと、今度の保育の軽減ということはちょっとまた別の問題と言ったらあれですけども、その影響を見きわめた上で考えていくことになろうかなあというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 今、状況を見きわめた上で助成については考えてみるというふうに、ちょっとよくわからなかったんで、どうなんです、そこは。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） 助成については、今のこの保育料の無償化についてはそのように負担の軽減にはなるかと思っておりますので、その辺の影響を見ながら、これで今かかっている方の分について、保育料自体が全体的に下がっていますので、そういうことであれば、そこで給食費をもう一つ減額、この3歳から5歳の間に対してとか、保育所に通われるお子さんについて改めて減額ということについては、今のところではお答えはちょっとなかなか私のところでは申しかねる次第でございますけれども、要はその影響の中でこれから検討していくことになろうかなあと思いますので、よろしく願いします。

○議長（藤橋礼治君） よろしいかね。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） ちょっと私、耳が悪いのかわからんのやけど、理解がちょっとすんなりとできないところがありまして申しわけないですね。

市長の見解はいかがか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 小川議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、この今回、議案第59号の保育所条例の一部改正をするというところで、1,000円、3,000円というのは延長保育に係る部分ということで、給食費ではないということだけ御理解をしていただきたいと思います。

その上で、御質問の私の政策にある学校給食費への一部補助についても、保育所の3歳5歳までの給食費にということでございますが、今回の10月からの改正では、保育料がお子さんの保護者の方の負担が軽減されて、その保育料が軽減されるということで恩恵は受けておられるということで、私の政策の中にあるのは小学校・中学校の子供に対する学校給食費の政策はございますが、市民の皆さんからいろんな意見をいただいております。この3歳からの給食費についてもやるべきではないかと。また、小学校の保護者の方についても政策どおりやるべきではないかということの御意見をいただいておりますので、今回のこの10月からの改正について

は、保育料の中である程度、保護者の方々の軽減がされているということで、その状況を見ながら、今後も近隣市町村の動きも見ながら、この保育所の給食費、主食費、そして副食費については検討をしていくというような意味でございますので、10月についてすぐにやるというような考えではございませんので、また御理解をしていただきたいと思いますので、お願いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 17番 松野でございます。

現在、議案第59号の件でございますけれども、要は保育料・給食費の関係の条例改正でございますけれども、延長保育等、今までやっておりますけれども、これに関して、多分何もないと思うんですが、職員、保母さん等の勤務形態というのか、それは変わるのか、ちょっと確認したいと思っておりますけど。

○議長（藤橋礼治君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） 失礼いたします。

今、これから変わった後の勤務形態ということでございましたんですけれども、勤務形態はこれまでどおり変わらないと思っております。料金形態のところだけが変わるということですので、保育士さんの勤務形態には変更がないというふうに考えております。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

議案第59号瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会いたします。

延会 午前11時25分

